

生産施設面積率の基準

業種名	生産施設面積率(%)
化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業	30
石油精製業	
コークス製造業	
ボイラ・原動機製造業	
製材業・木製品製造業(一般製材業を除く。)	35
造作材・合板・建築用組立材料製造業(繊維板製造業を除く。)	
非鉄金属鋳物製造業	
一般製材業	40
伸鉄業	
窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)	45
農業用機械製造業(農業用器具製造業を除く。)	
繊維機械製造業	
鋼管製造業	50
電気供給業	
でんぷん製造業	55
冷間ロール成型形鋼製造業	
建設機械・鉱山機械製造業	
冷凍機・温湿調整装置製造業	
石油製品・石炭製品製造業(石油精製業及びコークス製造業を除く。)	60
高炉による製鉄業	
その他の製造業	65
ガス供給業	
熱供給業	